

教育訓練給付制度について

教育訓練給付制度対象：農学部 基礎課程 アグリスタンダードコース・アグリビジネスコース

**教育訓練給付制度（一般教育訓練）とは、
受講料の20%まで（上限10万円）が国から支給される制度です。**

国の定める対象要件と、アグリイノベーション大学校の修了要件を満たした場合のみ対象となります。
※各年度、当校の講座が指定されなかった場合は、受給できませんので予めご了承ください。

教育訓練給付金は、「働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給されるものです。（厚生労働省HPより）」

受講を通じて、再就職・転職を目指す方はもちろん、現在お勤めの企業でのキャリアアップを目指す場合も当てはまります。対象の方が、指定講座を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）に相当する額が給付金としてハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

【対象要件】

雇用保険の被保険者期間が3年以上の方

※初回に限り、被保険者期間1年以上の方

※2回目以降は被保険者期間3年以上かつ給付金受給後3年以上経過した方

アグリイノベーション大学校の「農学部 基礎課程アグリスタンダードコース・アグリビジネスコース」は、2018年10月以降、厚生労働省教育訓練給付金（一般教育訓練）に指定された講座です。対象年度も当講座が指定された場合、受講生は受給申請することができます。

※アグリチャレンジコース及びオンライン通信コースは対象外となります。

当校ではカリキュラム内容の改善に伴い、一般教育訓練の再指定に関する手続きを行っております。指定可否の結果が通知され次第、入学生及び入学希望者へご案内いたします。

【注意事項】

- ・当校の講座が指定されなかった場合は、受給できませんので予めご了承ください。
- ・オンライン受講やオプション受講は、教育訓練経費の対象となりません。
- ・勤務先から補助がある場合には、その金額を差引いた額が教育訓練経費となります。
- ・ご本人名義のクレジットカード・銀行口座からお支払いになった場合のみ、教育訓練給付制度を利用することができます。
- ・奨学金制度の利用や入学料の割引など、対象講座の受講に付随して割引や特典を受けた場合には、その金額を差引いた額が教育訓練経費となります。

STEP1

2021年2月下旬～3月中旬予定
指定可否の結果通知が届き次第、入学生みなさまへ事務局からご案内

STEP2

「教育訓練給付制度（一般）申請申込書」を学校事務局へご提出ください。

当校から配布します「教育訓練給付制度（一般）申請申込書」をご提出ください。

※「教育訓練給付制度」利用申請書は、ハローワークへの受給申請とは異なりますので、ご注意ください。
教育訓練給付制度の利用にあたって、ご卒業時に学校側から発行する書面を受け取るためにお届け出が必要な書類です。

STEP3

2021年3月～2022年2月下旬 修了認定要件を満たすよう受講～修了

※受講期間中にご自身が支給対象者であるかどうか、必ず事前にご確認ください。

教育訓練給付制度を利用する場合の修了認定要件は下記の通りです。

【修了認定要件】

- ・総受講時間のうち、3分の2以上のご出席
- ・日本農業技術検定2級合格（受講年度7月または12月に限る）

【受講開始日】

農業技術<座学>の初回講義日を、受講開始日（※起算日）としています。（参照：募集要項のスケジュール）

【受講修了日】2022年2月第3日曜日を、終了日（※卒業日）としています。

STEP4

2022年2月頃 講義修了後1か月以内にハローワークへ受給申請

受講開始（予定）日における教育訓練給付金の受給資格の有無は、ご本人の住所を管轄するハローワークに照会することができます。学校側では、支給対象者かどうかを確認できません。

修了日になりましたら、「教育訓練給付制度（一般）申請申込書」をご提出いただいた方のうち、修了認定要件を満たして受講を終えた方に、教育訓練給付制度の利用に必要な書類をお渡しします。

受講修了日から1か月以内に、原則としてご本人の住所を管轄するハローワークへ、以下7点の書類を提出して、支給申請手続きを行ってください。

【修了日に学校からお渡しする書類】

- 1) 教育訓練給付金支給申請書
- 2) 教育訓練修了証明書
- 3) 領収書またはクレジット契約証明書

【ご自分で用意していただく書類】

- 1) 雇用保険被保険者証
- 2) 本人・住所を確認できる身分証明書

STEP5

給付金の受給：教育訓練経費の20%（上限10万円）

給付金の受給は、「教育訓練経費」の総額から算出されます。対象となる「教育訓練経費」は、以下の通りです。（下記のうち、「ご本人が実際に支払った金額」が対象となります。）

合計額（例：アグリスタンダードコースの場合 ※消費税10%の場合で算出しています）

入学料	受講料	購入必須の教科書代	合計額
33,000円	723,800円	3,630円	760,430円

給付金受給申請に関するご質問は、最寄りのハローワークへ

教育訓練給付金の受給については、ご本人の住所を管轄するハローワークでお尋ねください。国の給付制度についてのご質問は、学校側ではお答えしかねる場合がありますので、予めご了承くださいと幸いです。

教育訓練給付制度に関するQ&A

Q1.教育訓練給付制度の目的は何ですか？

A. 職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。

Q2.支給額はいくらですか？誰から支給されるのですか？

A.教育訓練費の20%に相当する額を限度に公共職業安定所（ハローワーク）より支給されます。支給の上限額は10万円までです。

Q3.経営者は受給できませんか？

A. できません。労働者の能力開発を支援する制度であるためです。

Q4.対象者は誰ですか？

A. 受講開始日において、雇用保険に3年以上加入している者です。ただし、教育訓練給付制度を初めて利用する場合は1年以上の加入となります。

※ご自身が対象者であるか不安な場合は、居住地域の公共職業安定所（ハローワーク）窓口でご確認ください。個人情報のため、学校側から照会することはできません。

Q5.昨年教育訓練給付制度を利用しました。今回も利用できますか？

A. できません。過去の制度利用後、3年以上経過かつ雇用保険に加入していないと利用できません。

※ご自身が対象者であるか不安な場合は、居住地域の公共職業安定所（ハローワーク）窓口でご確認ください。個人情報のため、学校側から照会することはできません。

Q6.教育訓練給付金を受給したことにより、失業時の基本手当受給に係る所定給付日数は減りますか？

A. 減りません。失業時の基本手当受給に係る所定給付日数の算定に影響するものではありません。

※念のため、居住地域の公共職業安定所（ハローワーク）窓口で失業手当受給内容も含めてご確認されることをお勧めします。

Q7.受給申請に必要な書類等は何ですか？

A. 以下、5つの書類等が必要です。

①教育訓練給付金支給申請書⇒卒業時にアグリイノベーション大学校より配布

②アグリイノベーション大学校が発行する教育訓練修了証明書⇒卒業時にアグリイノベーション大学校より配布

③本人・住居確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート・マイナンバーカード等身分を証明できるもの）⇒申請時、居住地域の公共職業安定所（ハローワーク）窓口で確認あり

④雇用保険被保険者証⇒申請時、居住地域の公共職業安定所（ハローワーク）窓口で確認あり

⑤教育訓練経費等確認書⇒卒業時にアグリイノベーション大学校より配布

Q8.入学時に受給手続きは必要ですか？

A. 公共職業安定所（ハローワーク）へは不要です。アグリイノベーション大学校には申請用紙の提出が必要です。アグリイノベーション大学校では、申請用紙に記載された内容で受給申請に必要な書類を作成するため、申請用紙は必ずご提出ください。

※申請用紙が必要な方は事務局へご連絡ください。

Q9.受給申請はいつどこでできますか？

A. アグリイノベーション大学校受講終了日（卒業式）から1か月以内に、居住地域の公共職業安定所（ハローワーク）窓口で受給申請できます。その際、Q7.にある5つの書類等を持参してください。

Q10.受講者と受講料を支払った者が別でも大丈夫でしょうか？

A. 教育訓練給付制度を利用される場合は、必ず受講者本人のお名前での支払いが必要です。他人名義での支給申請や虚偽の届出を行うと不正受給として罰金等の処分を受けることがありますのでご注意ください。

Q11.受講開始日とはいつですか？

A. 座学技術講義の1回目となります。

Q12.途中で辞めることになった場合、それまでの受講料は対象になりますか？

A. 対象になりません。修了しなければ受給は受けられません。また、修了には3分の2以上の出席が必要となりますので、ご注意ください。

Q13.申請後、どのくらいで支給されますか？

A. 申請が受理され、審査を通過した1～2週間後が目安です。各公共職業安定所（ハローワーク）の状況により異なりますので、申請時に窓口にてご確認ください。